



平成30年3月1日号

秋田青色申告会 事務局だよい!

発行 秋田青色申告会
秋田市大町3丁目2番44号
協働大町ビル3階
電話 018-893-4115
FAX 018-893-4116
E-mail aoshin-akita@estate.ocn.ne.jp
URL aoshin-akita.com

3月になりました! もう一度29年分 決算・申告内容を 確認しましょう

★ 申告書の早期提出を!

万が一提出した申告書に誤りがあった場合、申告期限内であれば税額の増減に係りなく「訂正申告」により訂正が可能です。申告期限後になると税額が増える場合は「修正申告」「更正の請求」の手続きが必要となります。

★ 納期限

所得税及び復興特別所得税の納期限は3月5日(木)まで、消費税及び地方消費税の納期限は4月2日(月)までです。

★ 振替

振替納税の口座引落日は、所得税及び復興特別所得税4月20日(金)、消費税が4月25日(水)

★ 延納

所得税を一度に納税できない場合は、「延納の届出」欄に記入することです。5月末まで納期限を延ばしてもらうことができます。ただし、納税額の2割(3月15日)に納付しなければなりません。また、延納した日割には納付した日まで日割で利子が増算されます。



* 国税を納期限までに納付できない場合には、早目に税務署の徴収担当に相談しましょう。



★ 相続発生時に注意したい 準確定申告と相続税

年の途中で自営業者や個人事業主が死亡した場合は、相続人が相続開始から4か月以内に所得税の準確定申告を行わなければならないとされています。翌年の3月15日ではありません。その年の1月1日から死亡日までの納税分について、税額を計算して申告、納税することを準確定申告といいますが、この申告をしないと加算税や延滞税が課されてしまいますので注意しましょう。また、相続する遺産の総額が基礎控除を超えている場合には、相続税を支払う必要があります。相続税の申告と納付の期限は相続開始後10か月以内です。

《消費税について》

★ 平成27年の課税売上高が1,000万円を超えている場合

平成27年の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成29年の消費税の課税事業者になりますので、平成30年4月2日(月)までに消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

★ 平成29年の課税売上高が1,000万円を超えた場合

平成29年の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成30年の消費税の課税事業者になります。新たに課税事業者になる場合には「消費税課税事業者届出書」を秋田南税務署へ提出してください。尚、簡易課税を選択する場合は、平成30年12月31日(月)まで「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

* ご質問等、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい!

お知らせ

◆ 平成30年分から 配偶者控除及び 配偶者特別控除が変更されました

配偶者特別控除は配偶者の一年間の収入が103万円を超えた場合、配偶者控除ではなく、左の表(配偶者特別控除)のようになります。

● 改正内容

・ 控除を受ける本人(配偶者が妻であれば夫のこと)の一年間における合計所得金額が1千万円(収入ではないので注意)を超える場合、配偶者控除は受けられません。

・ 対象となる配偶者の一年間の合計所得金額が38万円超〜123万円以下とされました。

但し、配偶者の収入に対する所得税・住民税の課税や社会保険は従来通りです。

* パート等の年収が96万5千円を超えるると住民税(市県民税)が課税され、103万円を超えると所得税がかかります。(秋田市)

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

	配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合は給与等の収入金額)	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合は給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

「帳簿をお願いしたいなあ・・・」 ご相談下さい! 青色申告会の小規模事業者のための 記帳事務代行です!



秋田青色申告会では、あなたに代わって
帳簿整理を代行します。
専任の記帳指導員がお手伝いしますので安心です!

詳しくは、事務局迄ご連絡下さい。
只今 記帳事務代行受付中 018-893-4115 <4月末迄>

◆ 四月から記帳指導担当者が 変わります。

きめ細かな記帳指導と
税務相談体制で取り組みます。
(税務相談は、税理士会の
派遣税理士が担当します)

会員の皆様へ

◆ 本年の会費の請求を同封しておきます。(6千円)
お早めに納入をお願いします。
集金にも伺いますのでご連絡下さい。

◆ 秋田青色申告会 第64回定時総会

4月下旬を予定しております。

◆ 青色申告会の会計ソフト 「ブルーリターンA」による 入力指導を行っています!

初期設定から取引仕訳の入力決算処理などご相談はお気軽に事務局まで!



◆ 小規模企業共済

・ 従業員20人以下の事業を営む個人事業主が加入できる小規模企業共済は、個人事業主の退職金代わりとなるものです。掛け金の全額を「所得控除」として税金計算のときに毎年差し引くことができます。秋田青色申告会でも加入しましょう!

新規加入・増額受付中

小規模企業共済制度

増額金の退職金

ゆとりのために

全国で約120万人が加入している
新法は全額所得控除
無利率の貸付金
掛金の20%〜70,000円/月
納付で10%減額

共済金の優遇
一括・分割・借用の3タイプ
受取時には
税額控除の特典
掛金控除の特典
受取額が掛金より多い場合は
受取額が掛金より少ない場合は

◆ 新規加入対象年齢が
引き上げられました。
詳しくはパンフレットをご覧ください。

大切なお知らせ 全青色共済

の加入年齢の上限を上げます

新規加入対象年齢がワイドに
70才6か月まで
ご加入可能になりました!

多くのお客さまにご利用いただけるようになりました!
是非この機会にご検討ください!

掛金の負担を軽減する保険(特約)

全青色共済 1,000円
優待特約 1,250円

※ 1. 死亡給付金(特約) 2. 障害給付金(特約) 3. 介護給付金(特約) 4. 入院給付金(特約) 5. 手術給付金(特約) 6. 通院給付金(特約) 7. 在宅療養給付金(特約) 8. 在宅療養給付金(特約) 9. 在宅療養給付金(特約) 10. 在宅療養給付金(特約)

※ 一般社団法人 全青色申告会連合会
※ 全青色申告会連合会共済会